

海津郡 3 町合併協議会の調整方針

(協議第 27 号) H15. 1.14(第 4 回)提出 H15. 2.20(第 7 回)確認

協議第 27 号	各種事務事業の取扱いに関すること	協議細目	姉妹都市・国際交流関係事業
調整方針(案)	交流事業については、16 年度は引き続き実施し、17 年度以降については新市において調整する。		

項 目	現 況			備 考
	海津町	平田町	南濃町	
1. 国内交流	鹿児島県国分市(姉妹都市) 昭和 45 年 10 月 26 日 中高生・商工関係者等町民の交流	山形県平田町(友好提携) 平成 7 年 11 月 2 日 小学生・議会議員・各行政委員 や町関係団体の交流		
2. 国際交流	アメリカ合衆国アリゾナ州 アボンデール市 平成 5 年 5 月 12 日 中学生・商工関係者等町民の交流 小学生 中国江西省南昌師範付 属実験小学校との交流 (対象人数) 各小学校 6 年生 1 クラス男女各 1 名 (補 助) 経費の 3 分の 2 補助(30 万円限 度) (日 程) 夏休みで 8 日間 5 年に 1 回は江 西省の小学生を招へいする	町内の中学生 2・3 年生 12 名を アメリカ・ユタ州へ派遣し、ホー ムステイ・中学校交流等を行う。 (日程)夏休み後半で、ユタ州の中 学校の授業に 1 日体験入学をはさ む 8 日間 (具体的内容) ・ 1 人 1 家庭ホームステイ ・ アメリカ中学校へ体験入学 ・ 野外体験活動 ・ 市内観光 【事業の負担割合】 交流会に必要な経費の約 3 分 の 1 程度を参加者が負担		

海津郡 3 町合併協議会の調整内容

(協議第 5 1 号) H16. 7.28(第 28 回)提出 H16. 7.28(第 28 回)確認

協議第 5 1 号	合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について	協議細目
調整方針 (案)	<p>合併の期日の変更に伴い、次に掲げる調整方針について、下記のとおり変更するものとする。</p> <p>1 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い (平成 1 5 年 4 月 3 日第 1 1 回合併協議会確認) の (1) を次のように変更する。 (1) 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に 1 つの農業委員会を置き、3 町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 1 7 年 7 月 1 9 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 姉妹都市・国際交流関係事業 姉妹都市・国際交流関係事業 (平成 1 5 年 2 月 2 0 日第 7 回合併協議会確認) を次のように変更する。 交流事業については、平成 1 7 年度は引き続き実施し、平成 1 8 年度以降については新市において調整する。</p> <p>(変更理由) 合併期日を平成 1 7 年 4 月 1 日に変更することにより、現農業委員会委員の在任期間が 3 年を超えることになるため、在任期間を現委員の任期満了日までとするものである。 また、合併年度を平成 1 7 年度とすることにより、年度の記載されている調整方針について、所要の修正を行うものである。</p>	

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(農業委員会委員の定数及び任期の取扱い)</p> <p>(1) 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、<u>平成17年7月19日まで</u>引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(2)(略)</p>	<p>(農業委員会委員の定数及び任期の取扱い)</p> <p>(1) 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、<u>合併後1年間</u>、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(2)(略)</p>
<p>(姉妹都市・国際交流関係事業)</p> <p>交流事業については、<u>平成17年度</u>は引き続き実施し、<u>平成18年度</u>以降については新市において調整する。</p>	<p>(姉妹都市・国際交流関係事業)</p> <p>交流事業については、<u>16年度</u>は引き続き実施し、<u>17年度</u>以降については新市において調整する。</p>